

産業衛生 レポート

No.549

2025 年 6 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

(令和 7 年 5 月 14 日 法律第 33 号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について

～個人事業者等への安全衛生対策推進、メンタルヘルス対策強化、化学物質による健康障害防止等の仕組み整備、機械等による労働災害防止促進、高年齢労働者へ労働災害防止のための取り組み強化～

(令和 7 年 5 月 14 日 基発 0514 第 1 号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」。）は、3 月 14 日に国会へ提出され、5 月 8 日に可決成立し、本日公布された。

少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の強化、化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備、機械等による労働災害防止の促進、高年齢労働者の労働災害防止のための取組の強化等の措置を講ずるものである。

改正法の内容と施行期日を以下に示すので、円滑な施行に万全を期すため、所要の準備に努めてください。

● 改正内容と施行期日

法改正内容		関係条文	施行期日		
Ⅰ 個人事業者等に対する安全衛生対策					
1 個人事業者の定義及び注文者等が講ずべき措置					
(1)	個人事業者の定義について	安衛法第31条の3第1項	R8.4.1		
(2)	厚生労働大臣による勧告、要請について	安衛法第3条の3第3項	公布日		
(3)		安衛法第9条	R8.4.1		
(4)		安衛法第15条第1項、第3項			
(5)		安衛法第15条の3、第30条第1項、第2項、第4項、第30条の2第1項、第4項			
(6)		安衛法第25条の2第1項、第30条の3第1項、第4項			
(7)		安衛法第29条			
(8)		安衛法第29条の2			
(9)		注文者等が講ずべき措置		安衛法第30条の4	R9.4.1
(10)		個人事業者等も含めた混在作業による災害防止対策の強化等		安衛法第31条第1項	R8.4.1
(11)	安衛法第31条の3第1項				
(12)	安衛法第31条の4				
(13)	安衛法第32条第4項、第7項、第8項	R9.4.1			
(14)	安衛法第32条第7項、第8項	R8.4.1			
(15)	安衛法第33条第1項				
(16)	安衛法第34条				
(17)		安衛法第36条	R9.4.1		
2 個人事業者等が講ずべき措置					
(1)	規格を具備しない機械等の使用禁止、安全衛生教育の受講等	安衛法第4条	R8.4.1		
(2)		安衛法第26条、第27条第1項	R9.4.1		
(3)		安衛法第42条第2項、第3項			
(4)		本法第2条による改正後の安衛法第45条第2項、第3項			
(5)		安衛法第59条第42項、第60条の2第2項			
3 申告及び災害状況の調査					
(1)	労働基準監督署への申告、業務上災害の報告等	安衛法第97条第1項、第3項	R8.4.1		
(2)		安衛法第100条の2	R9.1.1		

II 心理的な負担の程度を把握するための検査等に関する特例の終了			
50人未満の労働者を使用する事業場に対する心理的な負担の程度を把握するための検査等の適用を当分の間努力義務とする特例を廃止		安衛法附則第4条	公布日から3年以内、政令で定める日
III 化学物質による健康障害防止等の仕組みの整備			
1 作業環境測定の対象拡大			
(1)	個人ばく露測定について、法律上の位置付けを明確化、有資格者により実施等	作環法第2条第3号、安衛法第2条第4号	R8.10.1
(2)		安衛法第65条の3	
(3)		作環法第2条第4号	
(4)		作環法第3条第1項	
(5)		作環法第4条	
(6)		作環法第1条	
2 作業環境測定士試験及び登録			
略		作環法第5条、第9条第2項、第15条	R8.10.1
3 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保			
通知対象物譲渡者等（通知対象物を譲渡、提供する者）の文書の交付等による通知義務に罰則を設け、通知事項に変更を行う必要が生じた場合の変更事項の通知については「努力義務」を「義務」に引き上げ		安衛法第57条の2第2項、第119条第4号	公布日から5年以内、政令で定める日
4 営業秘密である成分に係る代替化学名等の通知			
(1)	通知対象物質の成分名が営業秘密に該当する場合には、代替名等の通知を	安衛法第57条の2第3項、第6項	R8.4.1
(2)	認める（厚労省が定める化学物質の成分に限る）、代替名等通知で通知対象	安衛法第57条の2第4項、第103条第4項	
(3)	物による健康障害等、医師による診断等で必要があるときは医師の求めに	安衛法第57条の2第5項、第100条第1項	
(4)	応じて成分情報を開示しなければならない等	安衛法第57条の2第8項、第9項	
IV 機械等による労働災害防止対策			
1 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化			
(1)	検査業者に検査基準への遵守義務を課す、不正に技能講習修了証を交付した教習機関に対して回収命令等を可能できるようにする等	本法案第1条による改正後の安衛法第45条第3項	R8.1.1
(2)		安衛法第54条の4第2項、第54条の6	
(3)		安衛法第54条の7第2項	
(4)		安衛法第76条の2	
(5)		安衛法第77条第3項、第4項	
2 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し			
(1)	危険な作業を必要とする機械等（ボイラー、クレーン等）に義務付けられている「製造許可」の一部や「製造時等検査」について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大等	安衛法第37条第3項	R8.4.1
(2)		安衛法第38条第1項、第2項、第39条第1項	
(3)		安衛法第46条、別表第4の2～別表第7	
(4)		安衛法第47条～第53条の2	
3 型式検定対象機械等、技能講習対象業務の見直し			
(1)	型式検定対象機械等の追加、規定整備、技能講習のうち車両系建設機械の	安衛法別表第4、別表第14	R8.4.1
(2)	運転に係る技術習得ための講習を車両系機械運転技能講習とする等	安衛法別表第18～別表第20	
V 高齢者の労働災害防止のための対策			
1	高齢労働者の労働災害を防止するため、必要な措置を講じることを事業者の努力義務とし、国が措置内容に関する指針を公表する	安衛法第62条の2第1項	R8.4.1
2		安衛法第62条の2第2項、第3項	
VI 公示手段の適正化			
登録設計審査等機関の登録をしたとき等における公示手段を官報に限定しない		安衛法第112条の2、作環法第22条第1項及び第3項、第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項	R8.4.1

詳細は以下をご確認ください。

- ・【法律】 [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律\(労働安全衛生法の一部改正\)第一条 労働安全衛生法\(昭和四十七年法律](#)
- ・【新旧対照条文】 [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律新旧対照条文](#)
- ・【通達】 [労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について](#)

労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
及び 厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件（案）について

～令和 8 年 10 月 1 日適用 濃度基準値、78 物質追加～

(令和 7 年 4 月 23 日 パブリック・コメント)

=====

現在、「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準」(令和 5 年厚生労働省告示第 177 号)で [179 物質](#)について濃度基準値が定められている。

今般、「[令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会報告書](#)」(令和 7 年 3 月 18 日公表)を踏まえ、新たに 78 物質を追加し、当該物質の濃度基準値を定めるほか、酢酸－セカンダリーブチルを酢酸ブチルに追加する。

また、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 35 号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和 7 年厚生労働省令第 12 号)によりリスクアセスメント対象物から削除されたりん酸トリフェニルについて、本告示から削除する。

● 概要

- (1) 別表の左欄に掲げる物の種類に応じ、同表の中欄及び右欄に掲げる値のとおり濃度基準値を定める。
- (2) 酢酸－セカンダリーブチルを酢酸ブチルに追加する。
- (3) りん酸トリフェニル及び当該物質の濃度基準値を本告示から削除する。

● 適用期日等

告示日 : 令和 7 年 6 月下旬(予定)

適用期日 : (1)、(2) 令和 8 年 10 月 1 日

(3) 令和 9 年 4 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

- ・【パブリック・コメント】[労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件\(案\)に関する御意見の募集について | e-Gov パブリック・コメント](#)
- ・【概要】[「令和 6 年度化学物質管理に係る専門家検討会」報告書\(概要\)](#)
- ・【概要別表】[概要別表](#)

令和 7 年度「全国安全週間」の実施について

(令和 7 年 4 月 25 日 厚生労働省発表)

本年も、7 月 1 日(火)から 7 日(月)までを「全国安全週間」、6 月 1 日(日)から 30 日(月)までを準備期間として、全国一斉に積極的な活動が開始されます。

令和 7 年度スローガン

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

[令和 7 年度全国安全週間実施要綱](#)には、実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項や、実施者が継続的に実施する事項がまとめられており、リスクアセスメントによる機械設備の安全化、作業方法の改善、SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメントの実施や、製造業における労働災害防止対策として、機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施や、業種横断的な労働対策として、転倒防止対策や熱中症防止対策などが記載されています。

この機会に、再度ご確認と労働災害防止措置の徹底をお願いします。

詳細は以下をご確認ください。

- ・[令和 7 年度全国安全週間実施要綱](#)